

【21】 修験安心義鈔版權登録証

1枚(52)

〔書名よみ〕 しゅげんあんじんぎしよはんけんとうろくしよ

〔著編者〕 海浦義観 〔写刊年次〕 明治三十一年

〔外題〕 版權登録之証

〔内題〕 ナシ

〔その他題〕 ナシ

〔残欠状況〕 全 〔保存状況〕 良好 〔装訂〕 堅紙 〔紙数〕 一紙

〔本文用字〕 漢字・片仮名 〔二面行数〕 七行 〔界線〕 〔表紙〕

ナシ 〔法量〕 縦二四・三糎×横一五・八糎 〔料紙〕 洋紙 〔書入〕

ナシ 〔表紙書入〕 ナシ 〔印記〕 ナシ 〔備考〕 送り元(内務省

警保局)の封筒もあり。

〔奥書〕 ナシ

〔解題〕

まずは、この登録証に書かれた文言を以下に翻刻する。

版權登録之証

修験安心義鈔 一冊

著作者 海浦義観

右第三三、〇八一号ヲ以テ版權登録簿ニ登録ス

明治三十一年十一月十六日

内務省(印「内務省印」・朱・単郭・陽刻・方)

※右上に割印がある。「証版權」の文字が確認できる。

版權は明治期に入ってから確立され、そこには福沢諭吉の世論への訴えなどが大きく関わっている。版權とは本来、海賊版の横行を背景として成立した概念であり、近代日本の場合には出版物を当局(≒修験安心義鈔)刊行の頃は内務省警保局図書課)に提出し、検閲を受けると同時に、その出版物の海賊版が出た場合、オリジナルの権利(すなわち版權)が守られるという、いわばムチ(検閲)に対するアメ(版權保護)の仕組みが機能していた。本資料はそのことを生々しく伝える一次資料である。

また、本資料にはそれが郵送で届いた際の封筒も付随して保存されている。表面は墨書で「青森県西津軽郡深浦村ノ大字深浦四百十五番戸ノ海浦義観殿(「ノ」は改行を示す——尾崎注)と記され、消印は「武蔵ノ東京ノ卅一年十一月ノ十九日ノト便」「陸奥ノ深浦ノ卅一年十一月ノ二十二日ノイ便」となっており、裏面には「内務省警保局」と捺印されている。

消印にある「ト便」や「イ便」とあるのは、郵便物の集配時間を示すものである。明治一五年からは「いろは」が片仮名になるが、基本的に「い便」は八時一〇分と三〇分、「ろ便」は九時二五分と四五分というように、集配時間に従って「い」から「ぬ」までの消印を押していたという。「ト便」の具体的な時間は詳らかでないが、「イ便」はその順序からいって朝一番に配達されたことが推測される。

・手嶋康・浅見啓明『19世紀の郵便——東京の消印を中心として——』
東京消印の会、二〇〇三年八月

(尾崎 名津子)

